いのちと健康ニュース NO. 13

1992年 4月1日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市中区平和二丁目2番3号
高齢者労働会館5F TEL FAX 052-322-0406

大同特殊鋼の労基法違反で

半田労働基準監督署へ申し入れ

2/28、故M氏にかかわる安全配慮義務違反と、健康診断の結果に基づく管理区分の実施の有無、三六協定の時間超過など労基法違反の点について申し入れをおこないました。

愛知健康センター事務局から佐々木・中原と幹事団体建設一般から書記長畠山・慶尾の4名が参加しました。

監督署側は労災課長と担当監督官と係員の3名が応対しました。

監督署側は、申し入れの点は事実相違なく、いままでも改善指導を重ねてきたところだ。改善結果について確認してないので後日報告したい。

とくに、時間外については、協定を恒常的に超過していたので監督指導した。　故M氏の労災認定はいま本局にあげてあり慎重審査している。

愛知健康センターへの返答を約束して申し入れを終りました。

（事務局）

日本共産党が提案した

労働基準法改正の大綱（要約）

2/28に、発表された日本共産党の「労働基準法改正の大綱」を紹介します。　労働組合、専門家、各方面に広くよびかけて、広範な討論をおこし、内容を充実させていきたいとしています。

労働時間の短縮

1. 1日拘束8時間、完全週休2日・週40時間労働制をただちに実現すること。
2. 残業時間の上限を1日2時間、月20時間、年120 時間と法定し、残業割増率を50%、深夜・休日は100%に引き上げること。
   労働者個人に残業拒否の自由を保障し、サービス残業は厳禁すること。
3. 深夜労働をきびしく制限し、徹夜労働を含む交代制労働の規制をつよめること。
4. 年次有給休暇を最低20日とし、一定日数の連続取得と完全消化を保障すること。

過密労働の規制

1. ベルトコンベヤー、コンピューター労働などを人間的労働にふさわしいものにするため、作業基準に余裕時間を組み込み、標準作業時間について職場の労働者の合意を義務づけること。
2. 生産計画にともなう要員配置は、休日・休暇、休憩・休息時間を保障するのに十分なものとすること。

安全で健康的な職場

1. 労災・職業病を防止し、人間らしい職場環境を保障すること。
2. 労災補償を大幅に改善すること。

賃金の底上げと労働の正当な評価

1. 全国一律最低賃金制を確立し、労働者全体の賃金水準の向上をはかること。
2. 同一労働同一賃金の原則を明記すること。

労働条件の差別・不利益変更の禁止

1. 賃金をはじめ採用、昇進・昇格における性別による差別の禁止を明記すること。
2. 女性の深夜業を禁止し、看護婦など例外的な場合の深夜勤務は月間所定労働日の三分の一以内、8時間につき2時間の仮眠時間の保障など深夜勤務の労働条件を明記すること。
3. 産前産後休暇は各8週間とし、妊娠中、産後1年間の女性の深夜業・残業休日労働を禁止すること。

   生理休暇は本人の届け出によるものとし、毎潮時2日間の有給休暇を保障すること。
4. 育児時間は1日60分を90分とし、有給とすること。

   育児休業制度は有給、現職復帰、代替要員の確保を義務づけること。

   家族介護のために介護休業制度を確立すること。
5. パート・臨時・派遣労働者などに対する労働条件の不当な差別を禁止すること。
6. 労働条件の明示義務を強化するとともに、就業規則の作成・変更には労働者の同意を義務づけること。
7. 出向・配転、単身赴任を規制すること。
8. 採用差別を禁止し、解雇制限を強化すること。

労働基準行政と罰則の強化

1. 労働基準監督署と監督官の大幅な充実をはかること。
2. 労基法違反の罰則を強化すること。

中小企業への適切な助成措置

健康案内

まさに完全栄養食
牛乳のすすめ

現代は「グルメの時代」といわれ、食生活の欧風化がすすんでいるが、まだまだ牛乳の飲用量は少ない。

私は毎日の診察の際に、患者さんに牛乳を飲むことをすすめているが、若い人はさておき高齢者が案外牛乳を飲んでいないのに驚く。

訳を聞くと下痢をする、なまぐさい飲まずぎらいなどが理由のようだ。

しかし、そういう場合でも暖めたり、ビスケットと一緒にゆっくり飲んだり、スープに入れたりなど料理を工夫して、毎日少しずつならしていけば、だんだん飲めるようになるものだ。

最近の調査でも、日本人の栄養素のうちカルシウムが未だ不足していることが明らかになっている。カルシウムをとるためには、小魚や野菜も良いが、吸収の良さからみると牛乳をおすすめしたい。

高齢者のなかには「いまさら牛乳を飲み始めても遅いのでは」という人もいるが、そんなことはない。飲んだほうが骨が強くなったというデータもある。

牛乳は動物性脂肪だから、飲みすぎると血中コレステロールを上げるのではないかと心配する人もいるが、1日1本（200ミリリットル）程度では、コレステロールは上がらないから心配は無用だ。

私の診察室では、　こうした点から「もっと栄養食品の牛乳を飲もう」というのがスローガンになっている。

（愛知県保険医協会　中井嘉雄医師）
北区・中井内科医院

学　習

産業医とは

名水労、名勤生協労組、愛高教などで産業医の設置を実現させてきています。労働安全衛生法では、50人以上のすべての職場には、産業医を選任しなければならないと決められています。

特に、常時1000人以上の労働者がいる職場や、有害職場で常時 500人以上の労働者がいる職場では専属の産業医が必要です。

産業医の職務は、

(1) 健康診断や健康管理に関すること。

(2) 衛生教育・健康保持・健康障害の調査などで専門的知識を必要とする事項に関する措置や勧告。

(3) 少なくとも毎月1回職場を巡視し、健康障害の防止の措置を講ずること。

(4) 安全衛生委員会に出席し、報告勧告、提言を行うこと。

以上でおわかりのように、産業医の職務は重要です。名目だけになっている職場が多数ありますが、労働者の健康は医療技術や医学的知識だけで守れるものではありません。医師との日常の交流が大切です。自分の職場の産業医は誰なのか、そして産業医はその職務をやってくれているのか見直してみることが必要です。

（事務局）

情　報

労働基準法の抜本的改正を

日本共産党が提案

日本共産党の不破哲三委員長は2/28国会内で記者会見し「労働基準法の抜本的改正についての提案」を発表しました。

不破委員長は会見のなかで、日本の労働者の長時間・過密労働の激しさは国際的な貿易摩擦の原因として大問題になり、国政の重大問題にもなっていると指摘。

この日本の異常な労働実態の背景に、労働基準法という根本の法律が、戦後まもなく制定以来、基本的には手つかずのままで、余りにも時代遅れになっている問題があるとのべ、今日の労働と生産の実態にあったものに改正する必要があると強調しました。

この案では、労基法改正の全面的な実施を保障するため、中小企業への必要な助成措置をとることも提起されています。

不破委員長は、これは日本共産党としての提案であり、労働組合、専門家、各方面に広くよびかけてこの提案の説明会をもつ計画であり、広範な討論をおこし、それを通じてさらに内容を充実させてゆきたいとの考えを明らかにしました。

（「赤旗」2/29報道を転載）

お知らせ

人間らしく生き働くための

第1期　いのちと健康大学

時間　　毎回　18:30 ～20:30
場所　　高齢者労働会館2F会議室
定員　　50名

第１回　２月２５日（火）
「いのちと健康を守るとりくみの歴史」　（山田信也氏）

第２回　３月１０日（火）
「長時間労働と過労死をなくすために」　（佐々木昭三氏）

第３回　３月２４日（火）
「人間らしい生活と　労働時間短縮」　（伊藤欽次氏）

第４回　４月７日（火）
「夜勤・交替制労働と　私たちの健康」　（小野雄一郎氏）

第５回　４月２１日（火）
「職場の労働安全衛生活動のすすめ方」　（吉川　正春氏）

第６回　５月１２日（火）
「私たちの労働・生活と成人病」　（徳田　秋　氏）

第７回　５月２６日（火）
「ストレス時代を　生き抜くために」　（　交渉中　）

第８回　６月９日　（火）
「高齢化社会の到来と私たちの権利と・社会保障」（加藤孝夫氏）

第９回　６月２３日（火）
「いのちと健康を守るとりくみの視点と今後の方向」（山田信也氏）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

参加費：全課程　9000円(10000円)
　　１回　　1500円(1800 円)
　　( )内は未加盟団体

～～～～～～～～～～～～～～～～

申込みは、愛知健康ｾﾝﾀｰ TEL322-0406
参加費は、当日受付でお受けします。